

この戦いが池田家の分裂を招いた 浅井・朝倉攻めと池田勝正

平成二十三年七月十日

第2版

池田郷土史学会会員
かしわごよしひろ
柏床宜宏

◆ 目次

はじめに
まえがき

撰津守護職として、將軍義昭・織田信長政権を支える

- 一 池田衆の実力
- 二 諸役負担、軍事負担、一部の権利返上
- 三 浅井・朝倉攻め
- 三 軍事行動の目的と池田家の役割
- 四 金ヶ崎の退き口から第二次浅井・朝倉攻め（姉川合戦）に至るまで
- 池田家内訌
- 五 内訌の様子とその後の勝正の動き
- 六 三好三人衆方に復帰後の池田衆の動き

付録

- ・城跡実測図など
- ・地図

はじめに

まえがき

一九九六年（平成八）頃から数年間、池田市に住んだ事がきっかけで、池田城を知り、間もなく、その城主たる池田筑後守勝正という人物を知るに至った。市立図書館に行けば、先人の労作が多くあったが、そこには、勝正について評判の悪いものもあり、また、扱き下ろしたもので見られた。しかし、勝正について専門家による分析は無く、結局はその根拠が曖昧なまま、通説だけが定着しているようだった。そんな事に疑問を感じ、歴史学については全くの素人である自分がそれを調べる事となった。

大日本史料の編纂方法に習い、まずは勝正が生まれたと推定される一五三〇年（享禄三）から一五七八年（天正六）に死亡したとされる四十八年間について、年表を作る事にした。年月日の確定した史料を並べるため、（今も継続中だが）池田市を中心とした近隣の出来事を、市史や県史の史料編を中心に拾い集めた。

それは、知識の拡がりでもあったが、割合としては解らない事の方が多かった。人物・地位・場所・制度などの要素が、相互にどう関係したのかが解らず、兎に角、一つ一つ読み、覚えるしかなかった。そして時々、学会の論文も読み、その意味と関係性を学んだ。

それから十年以上が経った。その年表は八百ページを越えている。毎日のように史料を読んでいると、文字もだんだん読めるようになるし、それらをつなげると、書いてある意味もわかるようになった。そして、わからない事を知るためにページ数はまだまだ増えるだろう。

しかし、勝正の足取りについて、未だ全容が明らかになっただけではない。やっとなら直接的に關係する史料を分析できる環境ができただけで、近世城郭で例えるなら外堀を突破しただけである。

道のりはまだまだ険しいが、勝正の歩んだ世界の輪郭が、少しわかって



足利義昭肖像（部分）



織田信長肖像（部分）



伝池田勝正墓（部分）



足壇城跡



池田勝正花押



池田城跡模型



荒木村重肖像（部分）



朝倉義景肖像（部分）



浅井長政肖像（部分）



天筒山城遠景



旧海津港

きた。その一部を紹介し、彼の行動を正確に知ってもらうきっかけになればと考え、今回のテーマを設定した。

どこかの時点で、伝承記録と史料と系図の現実性の精度を検証しなければいけないと思う。いつまでも「肩唾だ」とか「〜と言われている。」を統けていいものではない。

自分で史実を見ようとすればこそ、そのような実情も見えて来た。私なりに感じているのは、歴史の事実を科学的に捉えるには、「伝承」は「証言」、「史料」は「証拠」、「系図」は「手がかり（手立て）」として、それぞれを相関させて考える事が不可欠であり、その中の矛盾と一致から、各要素の信用度も同時に測る事ができるように思える。

勝正という、実在の人物を通して、個人と社会、また、その人間の生々しい行動が、現代に生きる私達にも教訓たり得ると考えている。また、それが郷土史研究の魅力でもあると思う。

私は、勝正が善人であって欲しいと信奉しているわけではない。一人の人間が生きた事実を知りたいだけなのである。勝正は私自身とは何の縁もゆかりもない人物であるが、そんな想いを持って地道に淡々と彼を追いつけている。

《追伸》

この冊子は、池田郷土史学会の会員発表にて使用した資料集を基底にしている。元版は、ページ数などの事もあり、内容も省いた所もあったため、第二版として、図や出展を加えた。ご興味を持たれた読者にできるだけ解りやすいように、補足を行った。

池田衆の実力

△概要▽

池田家は、摂津国内屈指の規模を持つ勢力で、それについては様々な史料でも確認できる。それは、交通の発達による流通も含め、その時代性に見合う地の利と中世的社会全体の発展があり、五畿内中の有力都市に成長した事と無縁ではない。都市・交通・物流・農産品の生産などが複合的に、より地の利の豊かな地域へ求心力をもたらした結果、発展した池田が歴史の表舞台で活躍した。

永禄十二年正月、織田信長が美濃国岐阜に戻った隙を衝いて、三好三人衆勢が京都本圀寺に起居していた將軍義昭を襲撃する事件(本圀寺・桂川合戦)が起きた。これに池田勝正など、摂津三守護が急遽応戦し、事無きを得た。この時、特に功のあった勝正一族で同苗の紀伊守入道清貧斎正秀が信長から賞されている。

一方、後世の伝承で、この時に勝正が役目を省みず池田へ逃げ帰ったとするものがあるが、これらは全て事実無根である事が当時の史料から確認できる。残念ながら、その虚像が今も一般に広く定着している。

更に付け加えると、勝正は第十四代室町將軍義栄政権でも活躍した。勝正は、その政権樹立にも大きな役割を果たしていたのだ。

池田家の歴史上、勝正の時代に大きな飛躍があり、直接的支配地や影響力を及ぼす領域が拡大した。様々な歴史的事実を見れば、それは疑いない事であるが、それについて当時のキリスト教宣教師の記録が、詳らかに報じてくれている。

それから、勝正が摂津守護となった事に伴い、その居所である池田城にも変化をもたらしたであろう事は想像に難く無い。労務のための人材、そしてその仕事場や居場所が必要となる。また、社会的な地位にともなう形式と格式をとまなつた建物や使用品も必要となる。幕府を支えるべく、摂津国守護所としての池田城は、必然的にそれまでとは違う変化を遂げた事と思われる。それはまた、広域的に見れば、京都を守る拠点(都市)としての役割もあつたのだろうと考えられる。

△時間的な流れ▽

- 資料1 一五三九年(天文八) 將軍義晴、摂津国人池田筑後守など有力国人へ御内書を送る
※摂津市史(資料編1)379頁など ※史料は閏月。
- 資料2 一五六四年(永禄七) 宣教師フロイスの編書『日本史』に摂津池田家が紹介される
※フロイス日本史3(中央公論社)P192頁など
- 資料3 一五六六年(永禄九) 足利義栄擁立派三好義継被官池田勝正、堺へ出陣
※大阪狭山市史2(史料編:古代・中世)615頁など
- 資料4 一五六七年(永禄十) 足利義栄擁立派三好三人衆方池田勝正勢、奈良油坂の西方寺に布陣
※多聞院日記2(増補 続史料大成)13頁など
- 資料5 一五六八年(永禄十一) 足利義栄擁立派三好三人衆方池田衆、奈良多聞城の付城へ入る
※多聞院日記2(増補 続史料大成)50、ヒブリア62号60頁(二條実乗記など)
※言継卿記4:255頁など
- 資料6 一五六九年(永禄十二) 三好三人衆勢、將軍義昭の宿所本圀寺を襲撃
※言継卿記4:299頁など
- 資料7 〇一月六日 摂津守護池田勝正など、將軍義昭救援のため山城国乙訓郡西岡方面へ到着
※言継卿記4:300頁など
- 資料8 〇一月八日 摂津守護池田勝正、西岡勝龍寺城へ帰城
※言継卿記4:301頁など
- 〇一月十日 織田信長、池田勝正一族清貧斎正秀を褒賞
※信長公記(新人物往来社)93頁など
- 〇一月十二日 摂津国池田へ避難中の幕府衆細川輝経、將軍義昭へ参候
※ヒブリア62号63頁(二條実乗記)など
- 資料9 〇一月十九日 織田信長衆木下秀吉、幕府衆我助乗へ池田衆が幕府方となった事について音信
※兵庫県史(史料編:中世)432頁など
- 資料10 〇三月十一日 將軍義昭方池田某(知正?)、義昭へ参候
※耶蘇会士日本通信:下248頁など

△参考資料▽

〔大館常興日記〕 天文八年閏六月二十四日条
増補続史料大成
十四日 天吉

一 未明に荒礼部より書状在之、池田筑後守・伊丹次郎・三宅出羽守・芥河豊後守、此人数へも被成^レ成^レ御内書、別而对三好孫次郎可加^レ意見之由被^レ仰下之、何も副状可致^レ調進^レ候由被^レ仰出之也、仍則相^レ調之、荒治へ令^レ進上^レ之也、

●資料 4

十七日攝州池田自身越テ今日西方寺ニ陳取了、下野守ハ此間天満山ニアリシモ、西へ廻テ西ノ坂ニ陳取以上七八千ほと西へ廻了了石成大將として念佛堂ニありし衆ハ、氷室山法雲院の後の畠ニ取寄了、筒井ハ大乘院山同所也、寺内へ通路絶了、

●資料 5

十五日、^{〔癸亥、天晴、自赤上朝〕}入江殿御煩參尋申、御施餼鬼之時分候間申置了、次寶鏡寺殿へ參、御兩御所御盃賜之、柳原辨、上池院民部卿等祇候了、方丈へ薰衣香之袋所望申、二賜之、次近衛殿へ參昨日之燈呂之御禮申之、池田紀伊守入道清貧齋、萬左衛門等祇候、御酒音曲等有之、〇暮々御祝に參内、御燈呂廿餘有之、如何

●資料 6

九日、^{〔癸丑〕}〇雲松軒被來、雙六有之、〇者波宮内大輔禮に來、勸一盡了、三好左京大夫、細川兵部大輔、池田筑後守等勝隆寺之城へ去夜入之由雜談了、

●資料 7

御後卷信長、御入洛の事
(前略)

所二日に京都へ、信長馬上十騎ならでは御伴なく、六条へ懸け入り給ふ。堅固の様子御覽じ、御満足斜ならず。池田せいひん今度の手柄の様体聞こしめし及ばれ、御褒美是非に及ばず。天下の面目、此の節なり。さて、此の以後、御構へこれ無く候ては如何の由に候て、尾濃江勢三、五畿

●資料 8

ジョアンの都に着きたる日池田殿^正兵士二千人を率ゐて公方様を訪問せり。此兵士の來着に依り都は少しく鎮靜せり。

●資料 3

細川両家記 群書類従、合戦部
(前略)

一同五月卅日に高屋に當時在城衆三好左京大夫殿を始めて、三好山城守・三好日向守・三好下野守・名成主税助・三好備中守・向久助・同帯刀左衛門・加地権助に塩田采女正・篠原玄蕃允・加地六郎兵衛・矢野伯耆守・吉成勘介・松山安芸守・中村新兵衛尉・淡州の国衆・十人衆・摂州上下の国衆、殊に池田勝政は今度堺の合戦專要由候て、池田には人数少残置堺へ被越事人々被感候間、三好方諸勢一万五千計とぞ申由候也、此人数境の口々へ押よせ、今度一
(中略)

一 今度三好方池田勝政は境合戦運して、八月二日に帰陣のとき、伊丹領内焼返候て本望候也、

諸役負担、軍事負担、一部の権利返上

△概要▽

池田衆のそれまでの経緯と実力から、「郡」単位の領知(本拠の豊嶋郡を中心に)を上位から認められるまでになっていた。

そして池田衆は將軍義昭政権において、摂津守護職を任される事となった。この時、池田衆の郡単位での様々な役の経験と地域求心力は、他の地域でも有効だったと思われるが、実際には様々な困難に出くわす事となったのかもしれない。

將軍となった足利義昭は永年、僧として生活しており、その將軍就任については特異な例でもあった。そのため、政権を安定させる事ができず、敵対勢力との闘争や諸利権の整理が困難で、常に波乱であった。それからまた、敵対勢力や要地制圧のために、西は播磨・但馬国、北は越前国へ軍事動員され、中でも播磨国へは、夏と秋の連続で出陣している。

更に、京都での將軍御所などの建設や禁裏の補修など、中央政治への奉仕に駆り出される役にも、守護職として義務を果たさねばならなかった。

池田衆は將軍義昭政権を支えるべく、守護職という歴代最高の社会的地位を得たが、義務としての課役もこれまでとは比べものにならない量となった。軍事的負担や諸役負担はもとより、権益の一部返上なども行っており、池田家中では、それらの負担の増大に池田家中の人々は耐え難くなっていたように察せられる。

△時間的な流れ▽

一五六三年(永禄六)

資料1 ○三月三十日 三好方池田勝正、摂津国箕面寺岩本坊へ宛てて音信
※箕面市史(資料編2)413頁など

一五六五年(永禄八)

資料1 ○十月十五日 三好方池田勝正、摂津国尼崎本興寺に禁制を下す
※兵庫県史(史料編・中世1)449頁など

○十二月二十三日

三好方池田勝正、京都東寺へ禁制を下す
※東寺百合文書(9編910册622頁)など

一五六七年(永禄十)

資料1 ○五月二十二日 三好三人衆方池田勝正、大和国薬師寺へ禁制を下す
※奈良県史18:408(薬師寺文書)頁など

一五六九年(永禄十二)

資料2 ○正月

摂津守護池田勝正、播磨国鶴林寺並びに境内へ禁制を下す
※兵庫県史(史料編・中世2)432頁など

○一月二十七日

京都二条武衛陣へ將軍邸の新造に着工
※言継卿記4:305頁など

○四月十五日

京都妙覚寺にて摂津衆など集い、公事について事務(打ち合わせ)を行う
※言継卿記4:326頁など

資料3 ○八月十九日

幕府・織田信長方朝山日乗、播磨国庄山城より戦況等を毛利元就他へ音信
※龍野市史(史料編)663頁など

資料4 ○十月二十三日

堺商人今井宗久、摂津守護池田勝正一族正詮などへ堺五箇荘押領について音信
※堺市史5(統編)914頁など

○十月二十六日

摂津守護池田勝正など幕府勢、再度播磨国へ出陣
※池田市史(史料編)81頁など

一五七〇年(永禄十三・元亀元)

禁裏の紫宸殿の瓦工事がほぼ終わる
※言継卿記4:398頁など

○三月十五日

奈良興福寺多聞院英俊、將軍義昭の新第を見物する
※多聞院日記2(増補・続史料大成)174頁など

○三月十八日

△参考資料▽

勝正折紙

当郡其外拜領之内御買徳之事、縦雖為売主欠所□行々徳政之儀、当知行之以筋目□不可有相違者也、仍為後日状如件、

永禄六癸亥

勝正(花押)

三月廿日

箕面寺

岩本坊

参

池田勝正禁制

禁制 (播) 幡州刀田山并境内
一 当手軍勢甲乙人濫妨狼藉之事
一 陣取之事 付放火之事
一 剪採竹木之事
右条々堅令停止訖、若於違犯之輩者、速可処敵科者也、仍如件、

永禄拾貳正月日

(池田勝正) 筑後守(花押)

○ 同文の木札(写し)一点別あり。

●資料3 A

益田家什書(永禄二年)八月一九日 (前略)

一 為雲伯因三ヶ国合力、則木下藤吉・坂井右近兩人ニ五畿内衆二万計被相副、日乘為檢使罷出、於但州為始銀山、子盜、垣屋城、十日之内十八落去候、一合戦にて如此候、田結庄・観音寺此兩城相残り候、相城被申付候、山下迄も不罷下、近日可為一途候、可御心安候、

一 為備作兩國御合力、木下助右衛門尉・同助左衛門尉・福島、兩三人、池田被相副、別所被仰出、是も日乘為檢使罷出、二万計にて罷出及合戦、増井・寺藏院兩城、大塩・高砂・庄山、以上城五ヶ所落去候、置塩・御著・曾彌懇望半候、急度可為一途間、可御心安候、于今小寺相拘候条、重而柴田・織田掃部助・中川・丹羽五郎左衛門尉四頭被申付候、一万五千可有之候、近日可為著陣候間、即時ニ小寺・宇野申付、野州一統候て、三石ニ在陣仕、宇喜多・三村と申談、天神山根切可被仰付候、只今者庄山ニ陳取候、

●資料4

先日御折昏之刻令下津、不能即報候、仍於天王寺、其方之百性打擲仕之由蒙仰候、以外相違之儀候、度々如申越候、善殊庵分事、從信長雖被仰出候、于今不相濟候間、幸各御上落之儀候間、代官罷上可申明旨申付候処、近所之者共出合申、既我等失面目、雖仕立候、当分如形罷通候、然者至被官人夫迄端々、打擲候間、自是御理可申達覚悟候へ共、勝正別而被懸御目候之条、致遠慮候処、却而如此之段、不能分別候、幾重も有様可申分候、恐々、

十月廿三日

池田周防守殿 荒木弥介殿

池田豊後守殿 池田久左衛門尉殿

●資料3 B

一 信長者三河・遠江・尾張・美濃・江州・北伊勢之衆十方計にて、国司へ被取懸候、十日之内ニ一国平均たる由候間、直伊賀、大和打通、九月十日比、直可為在京候、左候而、五畿内・紀州・播磨・丹波・淡路・丹後・但馬・若狭、右十二ヶ国一統ニ相々、安房・讃岐か又ハ越前かへ、兩方ニ一方可被申付候、但在京計にて、当年ハ可有遊覽も不存候、

一 豊芸事有和睦、信長と彌深重被仰談、安讓根切頼被思召と候て、相国寺之林光院・東福寺之見西堂上使ニ被仰出候、信長取持にて候、我等御使申上候、猶追々可申入候、又切々御用可被仰上候、馳走任御心候、恐惶謹言

(永禄二年) 八月十九日

元就様

隆景

元春

輝元参

熊兵

天紀

日乘

元就様

隆景

元春

軍事行動の目的と池田家の役割

△概要▽

近年の、中・近世における交通・物流研究の深化により、戦国時代の権力についても多角的な視点が示めされるようになってきている。また、中世後期は「戦国時代」とも呼ばれ、政治の一部として「武力」が、政治問題の解決方法に用いられていた。軍事的な視点では、節目となる大きな戦争が既に知られている。しかし、それはまだ、その時代の部分的な世界を理解であるように思える。

元亀元年四月、朝廷からも信任された官軍としての幕府軍は、朝倉氏を攻めるために、越前国へ向かった。それは周到に用意され、進軍中に改元も行われている。また、その数も三万五千名という大軍を動員し、その中、池田勝正は三千名を率いて従軍した。これは、幕府軍の中でも中核ともいえる組織規模（一団）である。

この話し合いを考慮しない朝倉征伐の目的は、勿論、その本拠地である一乗谷へ侵攻する事であるが、それに加えて政権離反の兆しがある浅井氏の動向確認、また、未完でもある近江国制庄と若狭国内乱の平定も目的にしていたと考えられる。更に、それによる若狭湾から湖北各津を経た京都・奈良・大坂への流通掌握も重要であった。朝倉氏征伐は、京都を中心とした軍事・経済・交通など、複合的な課題を総合的に解決するための行動であったと考えられる。また、朝倉義景によって拉致されたとする、若狭守護家の武田孫丸（元明）の解放も目的の中に組み込まれていたのかもしれない。

これらの目的に対して池田家は、幕府・織田信長から大きな期待をかけられるに見合う規模と実力、畿内近国でのブランド力を備えていたといえる。

△時間的な流れ▽

- 資料1 一五六八年(永禄十二)
 - 四月八日 近江国菅浦関係者らしき善心寺など、近江国人浅井長政・族木工助某へ音信
 - ※日本中・近世移行期の地域構造64頁など
 - 八月 足利義昭擁立派越前守護朝倉義景、若狭守護武田元明を若狭国から拉致する
 - ※朝倉義景(人物叢書)64頁など
 - 八月十八日 近江国菅浦惣中、織田信長方近江国人浅井長政一族木工助某へ音信
 - ※日本中・近世移行期の地域構造65頁など
 - 十一月十二日 幕府奉行衆松田頼隆など、若狭国賀茂庄名主百姓中へ宛てて音信
 - ※福井県史(資料編2)529頁など
 - 十二月十二日 幕府・織田信長方浅井久政など、近江国人朽木元綱へ起請文を提出
 - ※浅井氏三代(人物叢書)195頁など
- 資料2 一五六九年(永禄十二)
 - 六月二十三日 近江国人浅井氏、幕府・織田信長方から離反するとの噂が立つ
 - ※多聞院日記2(増補 続史料大成)135頁など
- 資料3 一五七〇年(永禄十三・元亀元)
 - 二月二十三日 織田信長、摂津守護池田勝正など諸大名へ触れ状を発行
 - ※姫路市史8(史料編:古代・中世)591頁など
 - 三月六日 織田信長、公家の領地旧記の調査を命じる
 - ※言継卿記4:396頁など
- 資料4 一五七〇年(永禄十三・元亀元)
 - 三月十二日 近江国人浅井久政、近江国黒田など御寺地下人中へ宛てて音信
 - ※大日本史料10:4:403頁など
 - 四月二十日 織田信長幕府軍として、京都を出陣
 - ※言継卿記4:407頁など
 - 四月二十八日 正親町天皇、禁裏・石清水八幡にて戦勝の祈禱を行う
 - ※言継卿記4:410頁など
 - 六月二十日 織田信長、近江国菅浦へ禁制を下す
 - ※大日本史料10:4:532頁など
- 資料5 一五七〇年(永禄十三・元亀元)
 - 四月二十日 織田信長幕府軍として、京都を出陣
 - ※言継卿記4:407頁など
- 資料6 一五七〇年(永禄十三・元亀元)
 - 六月二十日 織田信長、近江国菅浦へ禁制を下す
 - ※大日本史料10:4:532頁など



菅浦集落の西と東の2ヶ所に設けられた四足門

●写真1

△参考資料▽

●資料1

今度者不慮三不相届緩怠仕、被成御折檻候処ニ、御託言申二付て御免なされ忝存候、然者、向後御耳へ入申、於子細者、為地下糾明申事有間敷候、可為御異見次第候、就其、清徳庵親類之者共四人、今度之子細二付てハ、地下より違乱申間敷候、仍出状如件

永禄十一年 八月十八日

菅浦惣中

浅井木工助殿 参

木工助殿へ出状之跡書也

●資料2

廿三日於上屋新讀師問日中飯後ハ振舞了、香観ハ、より一瓶兩日給之、

一近日江州北方裏歸、物念ノ由沙汰在之由トリ

〱沙汰云々、雜談各々論ノ廻被申處香観房被申出由多聞山より及尋之間、爲身覺悟不立入理非之間俄ニ今日日中後山中へ逃散了雜談假ニ可有沙汰之様も無之、時節沈思々々、則

於山田可召遣用候、中三日之令覺悟、不寄諸被官、可能感嘆、不可有無沙汰

龜元四年四月三十日 恐々謹言、

永禄十參 三月十二日 久政(花押)

黒田 大澤
高田 唐川
木本御寺
地下人中

●資料5

廿日、丁巳、天晴、○早旦彈正忠信長出陣見物、一條東へ坂本に令下、三萬計有之、自兩三日以前直に若州へ罷越云々、三好左京大夫被送之、松永山城守は罷立、攝州池田筑後守人數三千計有之、公家飛鳥井中將、日野等被立了、今日歸途被行云々、貴賤男女僧俗見物了、

○從已刻下女茶々、助左衛門等、葉室へ南向迎に遣之、未下刻被歸了、○冷泉兒、雲松軒等來談了、○晚景禁中御作事見舞了、

●資料6

廿八日、乙丑、天晴、○於禁裏御三間五常樂急百返、八幡御法樂有之、信長御祈禱、五反兩度、三反兩度、十六反也、次太平樂急二反有之、御所作、御舞、親王御方同、四辻大納言、面等、予、持明院宰相、美、四辻宰相中將、等橋以繼、等也、次於番脱カ所臺物にて御酒賜之、○善光寺尚御返事無之、○大乘院殿從南都御上洛之由有之、御禮に二條殿へ參、堅固御忍之由有之、御見參無之、門主者毘舍門堂に御座云々、仍參、御見參御酒有之、暫御難談申候了、

●資料3

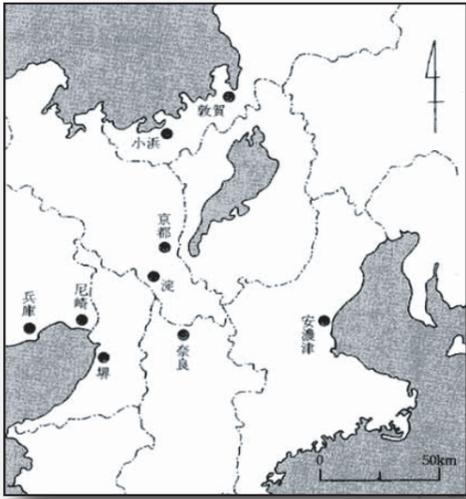
就信長上洛、可有在京衆中事、

北畠大納言殿 諸侍中 徳川三河守殿 同三河・遠 (三木貞時)
中納言殿 同飛騨 山名殿父子 同分 畠山殿 同 遊佐河内守・三好左京大夫殿 松永山城守 同和州 同右衛門佐
・松浦総五郎 同和泉国衆 別所 三郎 同播磨 同孫左衛門尉 同丹波国衆 一色左京大夫殿 同丹後 武田孫丸 同若狭 京極殿 同浅井 同尼子 同七佐々木 同木村源五父子 同江州南諸侍衆 紀伊国衆 越中神保名代 能州名代 甲州名代 濃州名代 因州武田名代 備前衆名代 池田 伊丹 塩河 有右馬、此外其奇々之衆として可申触事、

同触状案文

禁中御修理、武家御用、其外為天下弥静謐、来中句可參洛候条、各有上洛、御礼被申上、馳走肝要候、不可有御延引候、恐々謹言、

依仁棘、文棘可有上下、



●図1

●資料4

永禄十參 三月十二日 久政(花押)

黒田 大澤
高田 唐川
木本御寺
地下人中

内訌の様子とその後の勝正の動き

△概要▽

織田信長は、阿波・讃岐国の大名三好氏の勢力が西から迫る事は早くから想定しており、金ヶ崎城から京都へ戻った時には、暫くどまっても、その動きを観察していたらしい。

しかし、信長にとつての最大の誤算は、近江国の姉川方面での決戦が見え始めた重要な時に、摂津国池田家中で内訌が起きた事であった。この事により瀬戸内海と京都が寸断され、逆に京都へ三好勢が直接進攻できる状況となった。また、この池田家内訌に影響を受けた原田家など近隣諸家も、池田家に同調する動きが見られた。

池田家内訌の原因は何であったのか。金ヶ崎城から京都へ戻った信長は、不穏な状況と向き合うにあたり、万一の場合に備えて、主立った国衆や勢力から人質を取った。

しかし、これが感情的な反発の引き金となり、池田家中に鬱積した不満に火をつけたのではないかと考えられる。將軍義昭に対して、「無理を重ねて尽くしても、信用されていない。」と、池田の多くの人々が考えたのかもしれない。また、誰を人質に出すかで議論が紛糾した可能性もある。

そして池田家当主である勝正は、家中の不満を鎮める事ができず、勝正親派であった家老二人を失い、城を出る事となった。勝正は、その後も幕府方として行動し、間もなく豊嶋郡内の原田城を根城として行動する事となったと考えられる。

△時間的な流れ▽

- 資料1 一五七〇年(永禄十三年)元龜二
- 資料2 六月二日
- 資料3 六月十八日
- 資料4 六月十八日
- 資料5 六月二十六日
- 資料6 七月六日
- 資料7 八月十日
- 八月二十五日
- 八月二十七日
- 八月二日
- 一五七二年(元龜二)
- 一五七四年(天正二)
- 四月二日
- 四月十六日
- 十二月六日
- 一五七四年(天正二)
- 四月二日



明治時代頃の原田城跡の様子

●写真1

幕府・織田信長、京都とその周辺の主要な人々から人質を取る
 ※大日本史料10:4:556頁(毛利家文書)、信長公記(新人物往来社)103頁など

三好三人衆方の牢人衆、堺へ集まる
 ※多聞院日記2(増補 続史料大成)189頁など

幕府衆細川藤孝など、畿内御家人中へ宛てて音信
 ※大日本史料10:4:525頁(武徳編年集成)など

摂津池田城内で内訌が起こる
 ※言継卿記4:424頁、多聞院日記2(増補 続史料大成)194頁など

摂津守護池田筑後守勝正、將軍義昭に面会
 ※言継卿記4:425頁など

幕府・織田信長勢、摂津国吹田城を落とす
 ※言継卿記4:428頁など

流浪中の公卿近衛前久、薩摩国島津貴久へ畿内の状況について音信
 ※近世公家社会の研究22頁など

摂津国豊島郡原田内で内訌があり、城が焼ける
 ※言継卿記4:440頁など

摂津守護池田勝正、摂津国欠郡天満森へ着陣
 ※池田市史(史料編1)81頁、ヒブリア52号155頁(二條宴乗記)など

摂津守護池田勝正、摂津国原田城へ戻る
 ※池田市史(史料編1)82頁など

本願寺坊官下間正秀、近江国十ヶ寺衆中へ宛てて畿内の様子を音信
 ※大阪狭山市史2(古代・中世史料編)631頁など

摂津守護池田勝正勢、河内国交野方面へ出陣
 ※大阪狭山市史2(古代・中世史料編)631頁、信長公記(新人物往来社)125頁など

將軍義昭、被官上野秀政へ池田家の扱いについて内書を下す
 ※戦国期三好政権の研究98頁、高知県史(古代中世史料)652頁など

足利義昭方池田勝正、本願寺勢に加わる
 ※統群書類従29下(永禄以来年代記)270頁など

△参考資料▽

〔毛利家文書〕
 覺
 (前略)

一 在洛中畿内之面々人質被取相天下無異儀趣候條五月中旬至濃刃納馬候事、

資料2
 二日
 (前略)

一 牢人衆堺へ著敷之由沙汰在之不可有指儀敷
 一 西坊呼寄對談了、

資料3
 〔武徳編年集成〕十一 六月十八日、幕府義昭昭江州高島へ出馬延引セテルユへ、細川兵部大輔藤孝、三淵大和守藤英、一色藤長廻文ヲ贈ル、今十八日可爲御動座之旨、先度雖被仰出候依有調略之子細、來ル廿日御進發候其以前參陣肝要之由被仰出候不可有御油斷候恐々謹言、

六月十八日
 畿内御家人中
 三人連名

資料4
 廿二日
 (前略)

一 去十八九日比敷攝州池田卅六人衆トシテ、四人衆ノ内二人令生害城取了云々、則三好日向守以下入了ト、大略ウソ敷、

資料4
 十九日、乙卯、天晴、○亡母妙永忌日之間、清和院壽興齋
 (前略)

見舞了、○明日武家江州へ御動座延引云々、攝州池田内破云々、其外尙別心之衆出來之由風聞、又阿州讃州之衆三好三人衆、明日可出張之由注進共有之云々、○
 (中略)

廿日、丙辰、○禁中御作事、内侍所見舞之、○武家へ參、攝州池田廿一人衆、四人衆之内同名豊後守、同周防守兩人令生害云々、總領筑後守刀禰山へ落行、次大坂へ落行、小姓兩人、小者兩人計、觀世三郎供云々、參御前樣體申入了、次上野中務

資料7
 今度池田民部丞召出上者勝正身上事一切不能許容處及詠歎之由沙汰之限驚思召候曾以表裏無之候ハ、右於偽者八幡大菩薩春日大明神有照鑑不可通其罰候此通儘可申聞者也

十一月六日
 (花押13)
 上野中務大輔とのへ

資料5
 遙久不申通疎遠之処、芳札殊唐鐘金・燹、被上候、懇志之至、尤喜悅秘藏候、別而無御疎意由、本望此事候、誠不思寄依倭人之所行、京都令退座、無念之至候、然共、信長令分別、義昭不謂御存分、無是非候、早々可令帰洛之由、再三雖申越候、一旦失面目候間、至于今者、不及覚悟由申放候、然者、江州南北・越州・四国衆悉令一味候而、近日拙身も令出張候、則可遂本意候、可御心安候、猶進藤左衛門大夫可申下候也、状如件、

元龜元年
 八月十日
 嶋津陸奥守入道殿
 嶋津陸奥守入道殿
 嶋津陸奥守入道殿 (花押)

資料6
 廿五日、庚申、天晴、○早旦飛鳥井中將、烏丸辨、辰刻藤宰相等攝州へ出陣云々、同織田彈正忠信信長出陣、三千計有之、兩三日陣立之衆四萬云々、○和州へ筒井以下牢人衆罷出、竹内下總守、中坊等罷向合戦、牢人衆數多討取逐拂、一昨日開陣云々、○中御門喘息樂合調合、阿子湯湯子、五包遣之、○禁中見舞、今日も御作事無之、村井陣立也、留守之衆高田久介、等覺院、野間孫兵衛等暫難了、野間六藏所勞故留守云々、次長橋局、内侍所等へ罷向、次岡殿へ參、無殊事、○攝州原田之城令自燒、池田へ加云々、○禁裏御庚申に可參之由有之間、及黄昏參内、親王御方、岡殿御參、其外四辻大納言、萬里小路大納言、予、新中納言、雅英、橘以繼等也、

三好三人衆方に復帰後の池田衆の動き

△概要▽

元龜元年六月の池田家内訌後、当主勝正を放逐し、特別な旧誼もある三好三人衆方へ復帰した。三好方にとって、この事は大利であった。港のある摂津国尼崎方面から、いくつかの要所を押さえれば池田領内を利用して、そのまま丹波国とも連絡がつけられるようになった。また、池田衆の將軍義昭政権からの離脱は、摂津国内に居た三人の守護職の拠点地域を東西に分断し、幕府・織田信長方の連絡も断つ事が可能な状況となった。三好三人衆側から見ると、池田領内を通る複数の街道へも監視や管理ができるようになる。

この重要な地域に大勢力を持つていた池田衆は、双方の権力(武力)から重要視されていた。したがって、池田家が三好三人衆方に加担するにあたり、当然、様々な条件が提示されたり、池田衆側からも何らかの条件を求める事があつただろうと思われる。家と集団を存続させるべく、然るべき保証を得るなどし、行動していたと考えられる。

元龜二年八月、池田衆は摂津国嶋上郡の郡山方面で、守護の一人である和田伊賀守惟政と会戦して大勝。千里丘陵の東側から山城国境まで勢力を拡大するなどした。池田衆は三好三人衆方に加わった事で、勢力を更に伸長させる事となった。

しかし、家政の岐路で重大な決意をし、家運を開いた池田衆であったが、この頃は合議的家政運営という状況だった事と上位を常に頼る伝統的な身分的特性が、上位の分裂に巻き込まれ、再び家中の意見が分かれて騒動となつてしまった。そして遂に、この分裂で池田家は將軍義昭の京都(西国)落ちと共に、解体となつてしまった。

△時間的な流れ▽

- 資料1 一五四八年(天文十七)
 - 八月十二日 三好長慶、同名政長の排除を細川晴元・近江守護六角定頼に求める
 - ※三好長慶(人物叢書)98頁など
- 資料2 一五七〇年(永祿十三・元龜二)
 - 六月二十六日 三好三人衆方三好長逸・石成友通など、摂津国池田へ入城との風聞が立つ
 - ※言継卿記4:425頁など
 - 七月 民部丞某(所屬不明)、山城国大山崎惣中へ禁制を下す
 - ※島本町史(史料編)4:43頁など
 - 八月十三日 摂津守護伊丹忠親、三好三人衆・池田勢等と摂津国猪名寺附近で交戦
 - ※群書類従20(合戦部:細川両家記)634頁
 - 九月 民部丞某(所屬不明)、摂津国多田院に禁制を下す
 - ※川西市史4(史料編)4:56頁など
 - 十一月五日 民部丞某(所屬不明)、摂津国箕面寺に禁制を下す
 - ※箕面市史(資料編2)4:14頁など
 - 十二月八日 三好三人衆方摂津国池田衆、摂津国有馬湯山年寄中へ宛てて首信
 - ※兵庫県史(史料編・中世1)5:03頁など
 - 十二月八日 摂津国郡山(白井河原)合戦
 - ※高槻市史3(史料編)4:38頁など
 - 十二月八日 三好三人衆方摂津国池田三人衆、摂津国豊島郡中そ々散在へ宛てて禁制を下す
 - ※箕面市史(資料編2)4:11頁など
- 資料3 一五七二年(元龜三)
 - 三月十四日 京都吉田神社神官吉田兼見、三好三人衆方池田三人衆荒木村重へ首信
 - ※兼見卿記1(統群書類従完成会)37頁など
- 資料4 一五七三年(元龜四・天文二)
 - 三月十四日 將軍義昭、摂津国人池田遠江守某へ内書を下す
 - ※戦国期三好政権の研究97頁、高知県史(古代中世史料)6:51頁など
 - 四月四日 將軍義昭方本願寺光佐、越前守護朝倉義景への首信で池田遠江守について触れる
 - ※本願寺日記・下:6:11頁など
 - 四月六日 織田信長方荒木村重など、幕府衆曾我助乗など宿所へ宛てて首信
 - ※人文研究(第48巻)10:30頁など
 - 四月二十八日 將軍義昭方池田清貧斎正秀など、織田信長衆塙(原田)直政などへ起請文を提出
 - ※織田信長文書の研究・上:6:30頁など
 - 一五七四年(天文三)
 - 八月十九日 足利義昭方甲斐守護武田勝頼、同摂津国人池田遠江守某へ首信
 - ※高知県史(古代中世史料)9:66頁など
- 資料5 一五七四年(天文三)
 - 四月四日 將軍義昭、摂津国人池田遠江守某へ内書を下す
 - ※戦国期三好政権の研究97頁、高知県史(古代中世史料)6:51頁など
 - 四月六日 將軍義昭方本願寺光佐、越前守護朝倉義景への首信で池田遠江守について触れる
 - ※本願寺日記・下:6:11頁など
 - 四月二十八日 將軍義昭方池田清貧斎正秀など、織田信長衆塙(原田)直政などへ起請文を提出
 - ※織田信長文書の研究・上:6:30頁など
- 資料6 一五七四年(天文三)
 - 四月六日 織田信長方荒木村重など、幕府衆曾我助乗など宿所へ宛てて首信
 - ※人文研究(第48巻)10:30頁など
 - 四月二十八日 將軍義昭方池田清貧斎正秀など、織田信長衆塙(原田)直政などへ起請文を提出
 - ※織田信長文書の研究・上:6:30頁など
- 資料7 一五七四年(天文三)
 - 八月十九日 足利義昭方甲斐守護武田勝頼、同摂津国人池田遠江守某へ首信
 - ※高知県史(古代中世史料)9:66頁など

△参考資料▽

●資料1

急度令申候。仍同名宗三礼口次、恣御屋形様之御前を申控懸諸人惱、依無悪行尽期、既於度々、上様被成御機遣次第淵底御存知之条、不能申分候歟、可及都鄙静謐仕立無之、於各併失面目一段候。今度池田内輪存分事、前筑後(覺悟、悪事段々、不及是非候。雖一座被成御赦免、無程被生害儀、皆々令迷惑候歟、家督事無相違、被仰付太松(逐、条々跡目之儀、令安堵候キ。然所彼口体者不渡置、宗三相拘、今度以種々儀、城中へ執入、对同名親類不及一言之口、諸藏之家財贖物以相注、早知行等迄進退候事驚存候。如此時者、池田家儀為可令我物、宗三申掠上儀、筑後令生害段、現形之儀候。可欺申以覺悟、宗三一味族追退、惣同名与力被官相談、城中堅固之旨申事、将亦对宗三父子候て、無子細共親(切)にて候上、相口彼是以難申尽候、雖然万事令堪忍、自然彼心中引立之儀、可令馳走歟与、結局致扶助隨分成其意来、今度河州之儀も、最前請彼身、可致粉骨旨深重申談、本本二右衛門大夫(政)令在陣、彼陣を引破、致自放火罷退候事、不願外聞後難、拙身(切)を可相果(逐、意、於待上者、言語道断働候。所詮宗三父子を被成御成敗、皆致出頭、世上静謐候様ニ、為江州可預御意見旨、撰丹(年寄衆、以一味之儀、相心得可申之由候。被成御分別、可然様御取合、可為祝着候。恐々謹言、

八月十二日 三好筑前守長慶判

一 池田一族等連署書状
湯山之儀、随分馳走可申候、聊不存疎意候、恐々謹言
(尾力) 六月廿四日

●資料2

- 小河出羽守 家綱(花押)
- 清 齋 一狐(花押)
- 池田信濃守 村重(花押)
- 池田大夫右衛門尉 正良(花押)
- 荒木志摩守 清(花押)
- 荒木若狭守 宗和(花押)
- 神田才右衛門尉 景次(花押)
- 池田一郎兵衛尉 正慶(花押)
- 高野源之丞 一盛(花押)
- 池田賢物丞 正遠(花押)
- 池田藏人 正数(花押)
- 安井出雲守 正房(花押)
- 藤井権大夫 数秀(花押)
- 行田市介 堅忠(花押)
- 中河瀬兵衛尉 清秀(花押)
- 藤田橋介 重綱(花押)
- 瓦林加介 正次(花押)
- 萱野助大夫 宗清(花押)
- 池田勘介 正次(花押)
- 宇保彦丞 兼家(花押)

●資料3

正朝等連署折紙
箕面寺山林自所々散在盜取由候、言語道断曲事候、宗田御時以筋目被寺へ制札被出問、向後堅可(令停)止旨候、若背此旨輩於在之者、則可被加成敗由候也、仍如件、
十一(月)八日 正朝(花押)
村重(花押)
正秀(花押)

湯山 年寄中參

●資料6

御無事之儀相済、口以珍重候、然者、上中・真木玄、人質向人取替(可力)申候、其上、各參会可申候、被差急御調儀專一候、恐々謹言、
(荒木信守)
完龜四年 卯月六日 村重判
佐右 信盛判
(曾我兵衛頭助忠(細川兵部大將) 曾兵衛 細兵衛 藤孝判
(松田豊後守頼隆) 松盛 尾力) 加 御宿所

●資料5

今度重々、請之段神妙候然者知行方儀任下知旨可存之八幡ハ不可有相違自然於有表裏之覚悟者可為反古候弥忠節肝要猶秀政可申候也
三月十四日 (花押) 池田遠江守とのへ

●資料7

与風至于當國下着遂面會本望満足候自今以後者異于他可申談候之条同意可為本懐候仍御公儀御威光万乙爲上洛旨毎年無疎略可申合候畢竟被廻齋策御入洛急速相調候之様馳走極此一事候恐々謹言
八月十九日 勝頼(花押)
池田遠江殿

